

四アルキル鉛を含有する製剤の運搬容器の国際統合化に関する検討

1. 危険物の輸送に関する国際基準及び国内法令の状況

可燃性、爆発性、毒性等を有する物質（危険物）の輸送に関する国際基準については、危険物の輸送に関する勧告（現在 16 版、2009 年）が国連によって策定されており、危険物ごとの容器性能、運搬基準等の規則が記載されている。この勧告が元となり、国際海事機関が国際海上危険物規定を策定している。国際海事機関の加盟国は当該規定を国内法に採り入れることになっており、日本国内の危険物の海上輸送に関しては、船舶安全法関連法令が当該規定に準拠している。

2. 毒物及び劇物取締法における輸送基準の状況

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準については、毒物及び劇物取締法第 16 条に基づき、政令で技術上の基準を定めることができるとされており、同法施行令第 40 条の 2 において、四アルキル鉛を含有する製剤、無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤を運搬する場合の容器について基準が定められている。

このうち、無機シアン化合物たる毒物又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の運搬容器については、平成 14 年及び平成 16 年に基準の改正が行われ、国際海事機関が採択した国際海上危険物規程に適合する容器（ポータブルタンク及びロードタンクビークル）による輸送が可能となっている。

3. 検討事項

他方、四アルキル鉛を含有する製剤については、日本工業規格 Z1601 に適合する鋼製ドラム缶による輸送しか認められていなかった。今般、国際基準に合致する運搬容器を加えた陸上輸送を可能にすることにより、海外からの輸入時において、輸送手段の効率化（積載容器の交換が不要になること）に伴う業務上取扱者の安全確保が図れるものと思料されるため、標記について検討を行うものである。